「労災かくし」の相談窓口について

「労災かくし」は犯罪です。労働災害に健康保険は使えません。

労働災害の発生事実を隠蔽する「労災かくし」は、労働災害の発生を正確に 把握することを妨げ、また、被災労働者の迅速・適正な保護を図ることができ ないこととなります。

山形労働局及び各労働基準監督署では、「労災かくし」に関する事案の相談 窓口を設けています。

相談窓口は下記のとおりです。

相談窓口

- ★ 山形労働局 労働基準部 労災補償課☎ 023(624)8227
- ★ 山形労働基準監督署
 - **2** 023 (624) 6211
- ★ 庄内労働基準監督署
 - 2 3 5 (2 2) 0 7 1 4
- ★ 米沢労働基準監督署
 - **2** 0 2 3 8 (2 3) 7 1 2 0
- ★ 新庄労働基準監督署
 - **2** 0 2 3 3 (2 2) 0 2 2 7
- ★ 村山労働基準監督署
 - **2** 0237 (55) 2815

